

板橋区立母子生活支援施設指定管理者評価委員会要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(目的)

第1条 板橋区立母子生活支援施設を管理運営している指定管理者の管理運営状況を評価するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 指定管理者の管理運営状況を評価するため、板橋区立母子生活支援施設指定管理者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(評価委員会の組織及び委員の構成)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者につき、板橋区長が委嘱し又は任命する委員5人をもって組織することとし、内2名を外部委員とする。

(1) 母子自立支援等に関する学識経験者

(2) 板橋区民生・児童委員

(3) 福祉部長

(4) 生活支援課長

(5) 赤塚福祉事務所長

2 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を統括する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、当該年度末までとする。

(評価委員会)

第4条 評価委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む半数以上の委員の出席がなければ評価委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。

4 評価委員会は、非公開とする。

(所掌事務)

第5条 評価委員会は、次に掲げる項目について指定管理者を評価する。

(1) サービスの提供に関すること

(2) 事業運営に関すること

(3) 施設管理に関すること

(4) 費用効果に関すること

(5) 指定管理者の継続性・安定性に関すること

2 評価委員会は、前項に掲げる項目について指定管理者を評価し、板橋区長に報告する。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知りえた情報を公表してはならない。ただし、板橋区が公表した情報及び評価委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、福祉部生活支援課が処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、福祉部長が定める。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成 3 0 年 3 月 7 日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。